

平成27年5月14日

各位

上場会社名 株式会社 熊 谷 組 代表者名 取締役社長樋 ロ 靖 コード番号 1861 上場取引所 東証第1部

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第78期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、事業目的の追加及び整理を行い、あわせて一部字句の修正を行うものであります。 (現行定款第2条)
- (2) 平成 26 年 9 月 10 日付で第 2 回第 1 種優先株式の自己株式を消却したことに伴い、発行した優先株式全ての消却を完了いたしましたので、種類株式に関する規定を削除するものであります。 (現行定款第 6 条、第 8 条、第 2 章の2、第 20 条、附則)
- (3) 株主総会の開催場所について、より広い選択肢を確保できるようにする観点から、株主総会の招集地に関する規定を削除するものであります。 (現行定款第15条)
- (4) 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第28条第2項、第36条第2項)なお、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定(変更案第28条第2項)については、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、上記変更に伴う条数及び項数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金曜日) 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金曜日)

以上

<本件に関するお問合せ先> 株式会社 熊 谷 組

経営企画本部 広報部 03-3235-8155 管 理 本 部 財務部 03-3235-8281 管 理 本 部 主計部 03-3235-8606

現行定款

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. (条文省略)
- 2. 建設用資材、建設用および運搬用機械、 車輌、船舶その他これ等に附帯または関連 する機械、器具の設計、製作、販売、賃貸 ならびに関係工事の請負
- 3. (条文省略)
- 4. 地域、都市、海洋、宇宙、資源等の各開発事業および環境整備、公害防止施設等に関する調査、企画、設計、施工、監理、指導その他総合的エンジニアリング、マネジメントおよびコンサルティングならびに請負
- 5. 土砂の採取<u></u>運搬<u></u>土地の造成、埋立お よび浚渫

(新設)

<u>6</u>. (条文省略)

(新設)

7. ホテル、健康医療用施設、ゴルフ場等スポーツ施設、遊園地等レクリエーション施設、教育研修施設および飲食店の経営

(新設)

<u>8</u>. (条文省略) (新設)

(新設)

(新設)

<u>9</u>. 工業所有権、ノウハウ<u></u>コンピュータを 利用したソフトウェアの取得、実施許諾お よび販売

(新設)

変 更 案

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. (現行どおり)
- 2. 建設用資材、建設用および運搬用機械、 車輌、船舶その他これ等に附帯または関連 する機械および器具の設計、製作、販売<u>お</u> よび賃貸ならびに関係工事の請負
- 3. (現行どおり)
- 4. 地域、都市、海洋、宇宙<u>および</u>資源等の 各開発事業および環境整備、公害防止施設 等に関する調査、企画、設計、施工、監理、 指導その他総合的エンジニアリング、マネ ジメントおよびコンサルティングならびに 請負
- 5. 土砂の採取<u>および</u>運搬<u>ならびに</u>土地の造成、埋立および浚渫
- 6. 環境汚染の調査および修復、廃棄物の運搬、収集、処理および再利用、これ等に供する機械および器具の設計、製作、販売および賃貸ならびに関係工事の請負
- <u>7</u>. (現行どおり)
- 8. 保安警備および清掃業務
- 9. ホテル、健康医療用施設、<u>老人介護施設、</u> ゴルフ場等スポーツ施設、遊園地等レクリ エーション施設、教育研修施設<u>、商業施設</u> および飲食店の経営
- 10. 道路、鉄道、港湾、空港、河川、上下水 道、庁舎、教育・文化施設、医療・社会福祉 施設その他公共施設等の企画、建設、保有、 維持管理および運営
- 11. (現行どおり)
- 12. 不動産関連の特別目的会社に対する出資 および不動産投資信託の設定ならびに出資 持分および信託受益権の保有および売買
- 13. 発電、電気および熱等エネルギーの供給 業ならびに温室効果ガス排出権取引に関す る事業
- 14. <u>農産物、林産物、畜産物および水産物の</u> 生産、加工および販売
- 15. 工業所有権、ノウハウ<u>および</u>コンピュータを利用したソフトウェアの取得、実施許諾および販売
- 16. <u>介助用機械器具の企画、設計、製作、販</u>売および賃貸

現行定款

(新設)

- 10. 損害保険代理業ならびに金銭貸付<u></u>債務 の保証等の金融業務
- <u>11</u>. 労働者派遣事業 (新設)
- 12. 前各号に附帯または関連する業務

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>7億5千3</u> 百2拾万株とし、当会社の普通株式および第 2回第1種優先株式の発行可能種類株式総数 は、それぞれ7億1千4百万株および3千9 百2拾万株とする。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、<u>全ての種類の株式</u> につき1,000株とする。

第2章の2 優先株式

(優先配当金)

第12条の2 当会社は、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株式を有する株主(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ、次の算式に従い算出される額の金銭による剰余金(以下「優先配当金」という。)を配当する。

第2回第1種優先株式

<u>優先配当金 = 払込金額(500円)×(日</u> 本円 TIBOR(6ヶ月物) + 1.5%)

変 更 案

- 17. <u>計測用機械器具およびシステムの企画、</u> 設計、製作、販売および賃貸
- 18. 損害保険代理業、生命保険募集に関する 業務および損害保険会社に対する特定金融 商品取引業務の委託の斡旋および支援なら びに金銭貸付<u>および</u>債務の保証等の金融業 務
- 19. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- 20. 事務代行業務、経営および情報機器等に 関するコンサルティング業務、各種イベン トの請負および仲介斡旋業務ならびに事務 機器の販売および賃貸
- 21. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>7億1千4</u> <u>百万株</u>とする。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(削除)

(削除)

優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。

「日本円 TIBOR (6ヶ月物)」は、各事業年 度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の 銀行営業日)の、午前11時における日本円6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オ ファード・レートとして全国銀行協会によ って公表される数値とする。また、当該日に おいて午前11時における日本円6ヶ月物ト ーキョー・インター・バンク・オファー <u>ド・レートが公表されない場合は、同日(当</u> 日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日) ロンドン時間午前11時にスクリーン・ペー ジに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンド ン・インター・バンク・オファード・レー ト(ユーロ円 LIBOR 6ヶ月物(360日ベース)) として英国銀行協会によって公表される数 値またはこれに準ずるものと認められるも のを日本円 TIBOR (6ヶ月物) に代えて用い るものとする。日本円 TIBOR (6ヶ月物) ま たはこれに代えて用いる数値は、%位未満小 数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨 五入する。また、優先配当金は、対象となる 事業年度が1年に満たないときは当該事業 年度の初日から最終日までの日数(初日およ び最終日を含む。)で日割計算した額とする。

- 2. ある事業年度において優先株主または優先 登録株式質権者に対して行う金銭による剰 余金の配当の額が優先配当金の額に達しな いときは、その不足額は翌事業年度以降に累 積しない。
- 3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

第12条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、 優先株主または優先登録株式質権者に対し、 普通株主または普通登録株式質権者に先立 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
ち、優先株式1株につき金銭により500円を支払う。 払う。 2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。	
(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第12条の4 当会社は、法令に定める場合を除き、 優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当会社は、優先株主または優先登録株式質権者には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	(削除)
(議 決 権) 第12条の5 優先株主は、法令に定める場合を除き、 株主総会において議決権を有しない。	(削除)
(取得請求権) 第12条の6 優先株主は、附則第1条に定める取得を請求することができる期間において、当会社が優先株式を取得するのと引換えに附則第2条で定める算定方法により算出される数の普通株式を交付することを請求することができる。 2. 当会社が優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数の算出にあたって、1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、現金精算は行わないものとする。	(削除)
(取得条項) 第12条の7 当会社は、取得を請求し得べき期間の 末日(以下「優先株式取得基準日」という。) が経過した場合には、会社法第168条の規定に よる取締役会の決議を優先株式取得基準日よ り5日以内に行うこととし、当該取締役会決 議により取得の効力発生日と定めた日におい て、当会社の普通株式を交付するのと引換え に優先株式を取得する。 2. 前項に定める優先株式の取得と引換えに交 付する普通株式数は、優先株式1株の払込金 額相当額を優先株式取得基準日の翌日に先 立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会 社東京証券取引所における当会社の普通株 式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含 む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で 除して得られる数とする。平均値の計算は、	(削除)

現行定款

変 更 案

円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、上記の優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数は、当該平均値が附則第3条に定める下限取得価額または52円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金額相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数とする。また、当該平均値が附則第4条に定める上限取得価額(以下「上限取得価額」という。)を上回るときは、優先株式1株の払込金額相当額を上限取得価額で除して得られる数とする。

3. 前項に定める取得の条件に従って普通株式 数を算出するにあたって1株に満たない端 数が生じたときは、会社法第234条の規定に より、これを取り扱う。

(優先順位)

第12条の8 当会社の発行する各種の優先株式の優 <u>先配当金および残余財産の支払順位は、同順</u> 位とする。

(招集地)

第15条 当会社の株主総会は、福井市もしくは東京 都新宿区または東京都千代田区においてこれ を招集する。

第16条~第19条

(条文省略)

(種類株主総会)

第20条 第15条、第16条、第17条および第18条の規 定は、種類株主総会にこれを準用する。

第21条~第30条

(条文省略)

(新設)

第31条~第38条

(条文省略)

(新設)

(削除)

(削除)

第<u>15</u>条~第<u>18</u>条

(現行どおり)

(削除)

第<u>19</u>条~第<u>28</u>条

(現行どおり)

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第<u>29</u>条~第<u>36</u>条

(現行どおり)

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令が規定する額とする。

第37条~第39条

第39条~第41条

現 行 定 款	変 更 案
(条文省略)	(現行どおり)
<u>附 則</u>	(削除)
(取得を請求することができる期間)	
第1条 第2回第1種優先株主については、平成20	(削除)
<u>年10月1日以降平成35年9月30日までとす</u>	
<u> </u>	
(取得と引換えに交付する普通株式の算定方法)	
第2条 第2回第1種優先株式の取得と引換えに交	(削除)
付する普通株式の算定方法は以下のとおりと	
<u>する。</u>	
(1) 第2回第1種優先株式の取得と引換えに交	
付する普通株式数は、次のとおりとする。	
第2回第1種優先株主 が取得請求のために提	
取得と引 出した第2回第1種優	
集えに交 集えに交	
付する普 = 通株式数 取得価額	
世/ 八 女 以行[[[]]]	
取得と引換えに交付する普通株式数の算	
出にあたって、1株未満の端株が生じた	
ときは、これを切り捨て、現金精算は行	
<u> わない。</u>	
<u>(2)</u> <u>当初取得価額</u>	
当初取得価額は、200円とする。	
(3) 取得価額の修正	
取得価額は、平成21年10月1日以降平成34	
年10月1日までの間、毎年10月1日(以下「取	
得価額修正日」という。) における時価に修正	
されるものとする。当該時価が100円(以下「下 限取得価額」という。)を下回る場合には、修	
正後取得価額は下限取得価額とする。また、	
当該時価が400円(以下「上限取得価額」とい	
う。)を上回る場合には、修正後取得価額は上	
限取得価額とする。ただし、取得価額が取得	
価額修正日までに下記(4)により調整された	
場合には、下限取得価額および上限取得価額	
についても同様の調整を行うものとする。	
上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立	
つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東	
京証券取引所における当社の普通株式の普通	
取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均	
値(終値のない日数を除く。)とし、その計算	
は円位未満小数第1位まで算出し、その小数 第1位を切り上げる。	
(4) 取得価額の調整	
7 -7 - 10-1 4 that 65 () C 10,47177	

① 第2回第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整するものとする。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

新規発 1株当 行普通 × たり払 株式数 込金額

既発行 普通株 +

式数

1株当たり時価

 調整後
 調整前

 取得価
 =
 取得価
 ×

 額
 額

既発行普通 + 新規発行普 株式数 通株式数

i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る 払込金額をもって普通株式を発行または処 分する場合

調整後取得価額は、払込の翌日以降、または募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、もしくは普通株主に基準日を定めずに普通株式の無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。

ii) 株式の分割または無償割当てにより普通 株式を発行または処分する場合

> 調整後取得価額は、株式の分割また は無償割当てのための基準日の翌日 以降これを適用する。ただし、剰余金 の額を減少して、資本金の額を増加す ることを条件としてその部分をもっ て株式の分割または無償割当てによ り普通株式を発行または処分する旨 取締役会で決議する場合で、当該資本 金の額の増加の決議をする株主総会 の終結の日以前の日を株式の分割ま たは無償割当てのための基準日とす る場合には、調整後取得価額は、当該 資本金の額の増加の決議をした株主 総会の終結の日の翌日以降にこれを 適用する。

<u>iii)株式の併合により普通株式数を変更する</u> 場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。取得価額調整式で使用する新規発行普通株式数は、減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。

iv) 取得価額調整式に使用する時価を下回る 価額をもって当社の普通株式の交付と引 換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券、または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合

調整後取得価額は、その払込がなさ れた日に、または募集のための基準日 がある場合はその日の終わりに、発行 される証券の全額が取得されまたは 全ての新株予約権が行使されたもの とみなし、その払込がなされた日(新 株予約権が無償にて発行される場合 は割当日)の翌日以降またはその募集 のための基準日の翌日以降これを適 用する。ただし、取得価額または新株 予約権の行使に際して払込をなすべ き1株当たりの価額がその払込がな された日または募集のための基準日 において確定しない場合、調整後取得 価額は、取得価額または新株予約権の 行使価額が決定される日に、発行され る証券の全額または全ての新株予約 権が行使されたものとみなし、当該価 額決定日の翌日以降これを適用する。

- ② 上記i) 乃至 iv) に掲げる場合のほか、 合併、資本金の額の減少または会社の分割 等により取得価額の調整を必要とする場合 には、取締役会が適当と判断する価額に変 更される。
- ③ 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- ④ 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における既発行普通株式数とする。
- ⑤ 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ii)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記i)乃至iv)

現 行 定 款	変 更 案
で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。 ⑤ 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算	
出する場合には、取得価額調整式中の調整 前取得価額に代えて調整前取得価額からこ の差額を引いた額を使用する。	
(下限取得価額) 第3条 第2回第1種優先株式の下限取得価額は、 附則第2条 (3)において定義される下限取得 価額とする。	(削除)
(上限取得価額) 第4条 第2回第1種優先株式の上限取得価額は、 附則第2条 (3)において定義される上限取得 価額とする。	(削除)
以上	以上